

共同研究プロジェクト「ペルシア語文化圏の歴史と社会」2007年度第3回研究会
「ワクフの比較研究」

日時：2008年1月13日（日）午後2時より6時

場所：AA 研会議室（303号室）

報告者名および報告タイトル

1. 杉山隆一（慶應義塾大学大学院）

「サファヴィー朝後期におけるイマーム・レザー廟のワクフ」

2. 五十嵐大介（日本学術振興会特別研究員）

「マムルーク朝期エジプトのワクフ文書」

今回は、「ワクフの比較研究」と題し、中世エジプトと近世イランの宗教寄進のあり方の比較を試みた。同じイスラーム圏の元来同じ制度であったが、マムルーク体制という国家機構に組み込まれる形のエジプトの事例に比して、イマーム廟を中心に巨大なワクフが形成されるイランという鮮やかな対象を示した。その相違が一体何に起因するのか、ペルシア語文化圏との関係はどうか、さまざまな問題が発見された。

「サファヴィー朝後期のイマーム・レザー廟におけるワクフ」

杉山 隆一

（慶應義塾大学大学院文学研究科・後期博士課程）

サファヴィー朝が推進した数々のシーア派化政策のうち、マシュハドのイマーム・レザー廟に対する振興策もその一つに数えられる。同時代のこの聖廟に関する先行研究は多いが、廟の拡大・発展の具体的諸相を示すワクフ寄進行為からの分析は未だない。本報告では、イラン各地の図書館に写本の形態で所蔵されているレザー廟に関する「ワクフ文書集成」を利用し、その中からサファヴィー朝後期に関するワクフ文書を考察対象として、同時代のシーア派聖廟におけるワクフ寄進の事例提示を行うと共に、ワクフ寄進の持つ意味について検討した。

最初に分析の枠組みを提示し、聖廟へのワクフは、廟の「地域的影響圏」の形成およびそのあり方について分析する指標となることを指摘した。具体的には、廟に対するワクフ寄進行為は、廟の経済的後背地たるワクフ物件からの収入が、ワクフ対象物件としての廟の運営、および廟付属の慈善施設に支出されるという一連の流れを生み出す。ワクフ物件の設定と、物件から廟へと向かう資金・物資の流れの創出が、廟を中心とした「地域的影響圏」の形成を促す、という考え方である。そして、王家・支配エリートたちがこの「地域的影響圏」の形成にいかに関与し、政治利用していったかと言う点をも問題にすること

を提起した。

以下は史料に即し、まず政治と聖廟の結び付きについて、ワクフ管財人職の任免を中心に検討し、王家が同職に対する任免権を持ち、同職には王家との関係が強いマシュハドのサイドのレザー一家の人物が基本的に任命されていた事を指摘した。これは王家が聖廟の運営に強い影響力を行使しようという姿勢の表れであると考えられる。

次に具体的なワクフの実態について検討した。まずワクフ寄進者の分類とその特徴について触れ、ワクフ寄進者については、支配エリートが大半を占めていることを確認した。彼らが政治的意図を持って廟の経済的な下支えを行っていたことがこれより推測される。またワクフ物件に関しては、農地・商業施設が大半であり、その地域的な分布に関しては、マシュハド近郊のみならず、ケルマーン、テヘラン、ガズヴィーンなどの遠隔地にも物件が存在したことを指摘し、一般的な都市のワクフより、ワクフ物件の分布が広範囲に及ぶことが明らかになった。

続いてワクフ対象物件について、コーラン読誦者や従者への給金といった廟の運営に直接関与するものから、図書館・病院・調理場・サイドの孤児院・サイドの参詣者への心付けといった慈善に関わるものまで、多種多様なものが存在したことを確認し、サイドへの慈善に関わる対象物件の存在が、その特徴として挙げられることを指摘した。

以上の考察から、同時代のレザー廟においては、支配エリートによるワクフ寄進によって、廟の「地域的影響圏」の形成が促され、王権・支配勢力がこの「影響圏」に政治的な介入を行い、その取り込みを行っていたことが確認された。

問題点をあげれば、ワクフの観点から、シーア派信仰下における同廟へのワクフと Ahl al-Bayt 崇敬下のサイドへワクフの差別化が明確にできなかった点であろう。この点のさらなる検討を今後の課題としたい。

「マムルーク朝期エジプトのワクフ文書」

五十嵐大介

(日本学術振興会特別研究員)

マムルーク朝時代(1250-1517)エジプトのワクフ関連文書は、カイロのワクフ省と国立公文書館を中心に計 870 点が残存している。本報告では、先行研究と、報告者自身がこれまで文書を読んできた中で得られた知見をもとに、マムルーク朝期のワクフ設定文書がどのような様式で書かれ、そこにどのような情報が含まれているのか、文書における記述の配列に従って、トピックごとに概観した。併せて、al-Asyūṭī によって執筆された 15 世紀の法廷文書書式集 *Jawāhir al-'Uqūd wa Mu'īn al-Qudāt wa-al-Muwaqqi'īn wa-al-Shuhūd* (2 vols., Cairo, 1955) 中の解説と実物との比較を行うとともに、ケーススタディーとして 1420 年に設定されたスルタン・ムアイヤド・シャイフのワクフ文書を取り上げた。

ワクフ文書の本文は、序文→ワクフ物件の列挙→受益対象の規定→設定条件→結語という配列で記載される。それを踏まえた上で、①ワーキフ(ワクフ設定者)の地位に応じた序文の様式と序列、②ワーキフその他の人物の地位を表わす尊称(ラカブ)、③ワーキフの社会階層別の比率、④ワクフ物件の表記方法、種類、入手ルート等、⑤ワクフ受益対象の傾向とワーキフ自身・家族を受益者に設定する「家族ワクフ」の在り方、⑥モスクや学校などのワクフ施設のスタッフと彼らへの俸禄の種類・額、⑦管財人職の指定傾向、⑧受益者や管財人規定におけるワーキフの子孫や解放奴隷の扱い、⑨受益ポストの兼職禁止やワクフ物件のイスティブダール(交換)禁止等のワクフ設定時の付帯条件などを順番に解説し、マムルーク朝期エジプトのワクフの特徴を明らかにした。また、通常紙背に書かれる、裁判官が案件の合法性を証明するイシュハード(ishhād)と呼ばれる文書の見方についても説明した。

今回の報告では、マムルーク朝期エジプトのワクフ文書の基本的な情報を提示したが、今後はそれが他の時代や地域のものとのどのような共通性や違いがあるのか、比較研究を進める必要がある。